免許番号 共第103号

漁場の位置 洲本市小路谷から洲本港に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

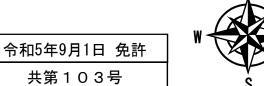
(除外区域1)点D、キ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域2) 点ウ、エ、オ、カ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界 (北緯34度19.27分、東経134度55.09分)
- B 洲本市洲本港旧北防波堤東端 (北緯34度20.85分、東経134度53.94分)
- C 洲本市洲本港 2 号防波堤基部中央 (北緯34度20.65分、東経134度54.03分)
- D 洲本市小路谷字古茂江287の3番地先にある標柱 (北緯34度19.37分、東経134度55.05分)
- E 洲本市小路谷字古茂江1053の19番地先にある標柱 (北緯34度20.16分、東経134度54.87分)
- ア Aから73度1,700メートルの点 (北緯34度19.54分、東経134度56.15分)
- イ Bから73度1,500メートルの点 (北緯34度21.08分、東経134度54.88分)
- ウ Cから護岸に沿い南東へ40メートルの点 (北緯34度20.63分、東経134度54.04分)
- エ ウから53度136メートルの点 (北緯34度20.67分、東経134度54.11分)
- オ エから45度30分400メートルの点 (北緯34度20.83分、東経134度54.30分)
- カ Bから73度460メートルの点 (北緯34度20.92分、東経134度54.23分)
- キ Dから73度85メートルの点 (北緯34度19.38分、東経134度55.10分)





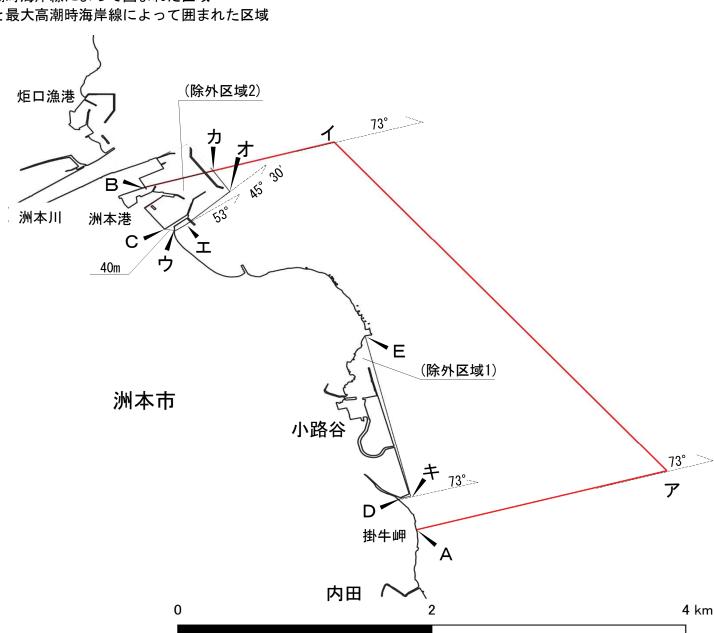


表								表示					
示番	漁	漁場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
号	Ž	魚業の	種類	主な漁獲物		漁業時期		漁業の種類	主な漁	獲物		漁業時期	制限又は条件
1	1 もずく漁業		魚業			日から 1日まで	2	いそ刺網漁業			1月1日から12月31 まで		_ を採捕するときは、別に知事
	1 わかめ漁業			まで	日から6月30日	2	ます網漁業		まで		7.00 312,7 611.	の許可を受けなければなら ない。	
	1	てんぐさ漁業			1月1 まで	日から12月31日	3	地びき網漁業			1月1 まで	日から12月31日	
	1 かき漁業			1月1 まで	日から12月31日								
	1 あさり漁業			1月1 まで	日から12月31日								
	1	1 あわび漁業			1月1 まで	日から12月31日							
	1	とこぶし漁業			1月1 まで	日から12月31日							
	1	1 さざえ漁業			1月1 まで	日から12月31日							
	1 ばかがい漁業			1月1 まで	日から12月31日								
	1	1 いせえび漁業			1月1 まで	日から12月31日							
	1	1 うに漁業			1月1 まで	日から12月31日							
	1	なまこ漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで									
	1	ひじきれ	魚業		1月1 まで	日から12月31日							
	1	にし漁	業		1月1 まで	日から12月31日							
海	区	-	兵庫県瀬	戸内海海区		免許番号		共第103号		摘	要		

*=			漁業権区	漁業権区		
表示番号	表示	順位番号		順位 番号		
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。	1	洲本市炬口1丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組 のため漁業権の設定の登録をする。			
	令和5年9月1日		令和5年9月1日			